

新潟市高圧ガス保安法の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市消防局長 小林 佐登司

新潟市消防局訓令第6号

新潟市高圧ガス保安法の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市高圧ガス保安法の施行に関する事務処理規程（平成24年新潟市消防局訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第78条」を「第79条」に改める。

第21条第1項第1号中「第79条第4項」を「第79条第5項」に改め、同項第2号中「第77条第4項」を「第77条第5項」に改め、同項第3号中「第34条第4項」を「第34条第5項」に改め、同条第2項第1号中「第79条第6項」を「第79条第7項」に改め、同項第2号中「第77条第6項」を「第77条第7項」に改め、同項第3号中「第34条第6項」を「第34条第7項」に改める。

第26条第1項中「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に、「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に、「第34条第2項ただし書」を「第34条第3項」に改める。

第78条を第79条とし、第75条から第77条までを1条ずつ繰り下げ、第74条の次に次の1条を加える。

（精神の機能の障がいに係る届出）

第75条 冷凍則第3条の2第2項、液石則第3条の2第2項、一般則第3条の2第2項、コンビ則第3条の2第2項、容器則第31条の2第2項又は国際容器則第21条の2第2項の規定による届出は、2部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

別表中「第77条」を「第78条」に改める。

別記様式第2号中「第72条」の次に「、第75条」を加える。

別記様式第18号中「第75条」を「第76条」に、「第76条」を「第77条」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。